

「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」中間まとめ（概要）

※訪問系サービス部分

(1) 訪問系サービスへの従事

・ 訪問介護等について、介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提として、受入事業者に対して以下の事項の遵守を求め、適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めるべき。

※国においても巡回訪問等の実施や母国語による相談窓口の設置、キャリアアップ支援に取り組む。

- ① 訪問介護の基本、生活支援技術、利用者・家族等とのコミュニケーション、日本の生活様式などを含む研修の実施
- ② 一定期間、サービス提供責任者等が同行するなど必要なOJTの実施
- ③ 外国人介護人材に対して業務内容等を丁寧に説明し、その意向等を確認しつつ、キャリアアップ計画を作成
- ④ ハラスメントを防止するための対応マニュアルや発生した場合の対処方法等の作成・共有、相談窓口の設置等
- ⑤ 介護ソフトやタブレット端末の活用による記録業務の支援、コミュニケーションアプリの導入などICTを含む環境整備

・ 訪問入浴介護について、受入事業者が適切な指導体制等を確保した上で、職場内で必要な研修等を受講して、業務に従事することを認めるべき。併せてキャリアアップの観点から支援を行うよう、受入事業者に配慮を求める。

(参考) 外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ（令和6年6月26日外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会） 抜粋

3 個別の論点について

→【2. 訪問入浴介護】

- 訪問入浴介護については、現行認められている施設系サービスと同様、複数人でのサービス提供が必要なサービスであり、また、必ずしも介護職員初任者研修等の修了が求められていない。しかし、訪問介護等と同様に、外国人介護人材の受入れにあたっては、当該外国人介護人材が多様な業務を経験しながら、キャリアアップし、日本での就労に魅力を感じつつ継続して働くことができるようにしていくことが重要である。
- このため、受入事業者において適切な指導体制等を確保した上で、職場内で実務に必要な入浴等の研修等を受講し、業務に従事することとする。
- あわせて、キャリアアップの観点から、訪問介護等と同様に、外国人介護人材のキャリアパス等にも十分留意しながら、介護福祉士の資格の取得支援を含め、事業所によるきめ細かな支援を行うよう、受入事業者に対し配慮を求める。
- 国は、外国人介護人材による訪問入浴介護の実施状況等を把握し、好事例の周知等を進めるべきである。

※ 施行日について、**技能実習は令和7年4月1日、特定技能は令和7年4月中（予定）**



(参考) 外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間まとめ（令和6年6月26日外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001268144.pdf>